平成２７年（フ）第１５０８号
横浜市南区唐沢87番地45　松川荘101号室
債務者　石井　　孝
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５３２号
横浜市磯子区杉田３丁目11番13号　第３中村荘102号
債務者　長沢美知代
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５３３号
横浜市泉区岡津町91番地３　エクセルⅡ201号
債務者　西尾　尚子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５７４号
横浜市港北区菊名３丁目２番31号　スカイパーク菊名102
債務者　中山　　天
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４号
栃木県栃木市大町35番５号
債務者　小倉　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６２３号
東京都足立区大谷田１丁目１－６－1302
債務者　藤田　洋一
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６４０号
東京都北区滝野川７丁目26－３－301
債務者　高橋　慶太
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９１８号
東京都江戸川区北葛西５丁目26－12－102
債務者　岡田はるな
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８８８号
東京都文京区大塚６丁目18－６　ヴェクセル大塚１号棟106
債務者　遠矢　正文
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１６９号
北九州市小倉北区砂津２丁目２番19－1003号
破産者　有限会社ジェイ・ケイ
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４２号
鹿児島県鹿児島市甲突町20番11号
破産者　和光堂製菓株式会社
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９２６号
北海道虻田郡喜茂別町字栄124番地
破産者　有限会社高橋熱工業
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０号
青森県五所川原市金木町沢部246番地３
破産者　有限会社アトリエワドナ
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目17番２号
破産者　有限会社達人
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第３１号
栃木県大田原市小滝562番地119、前住所東京都立川市富士見町６丁目41番３号　パレドール立川　209号
破産者　岩本　　晃
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第８３号
横浜市中区伊勢佐木町７丁目152番地　サンヴェール伊勢佐木町907号室
破産者　西谷　秀仁
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部